

「パートタイム労働法」「次世代育成支援対策推進法」

働き方に関する法律が

4月から変わります

■問い合わせ 岩手労働局雇用均等室(☎019-604-3010)

パートタイム労働法の主な改正点

○「待遇の原則」を新設

パートタイム労働者(※)と正社員の不合理的な待遇の違いはあつてはならないとする原則が新たに規定されます。

○差別的取り扱いを禁止する労働者の範囲を拡大

期間の定めがある労働契約で雇用されているパートタイム労働者でも、「職務内容」や「人材活用の仕組み」が正社員と同じであれば、賃金など全ての待遇について、正社員との差別的取り扱いが禁止されます。

○雇入れ時の説明を義務付け

パートタイム労働者を雇い入れる時は、賃金制度はどうなっているか、どのような福利厚生施設が利用できるか、正社員への転換制度はどのようなものがあるかなどを、事業主が説明しなければなりません。

○相談窓口の設置を義務付け

事業主は、パートタイム労働者から

の相談に応じ適切に対応するための「相談窓口」などを定め、雇入れ時に文書などで明示しなければなりません。

次世代育成支援対策推進法の

主な改正点

○適用期間を延長

同法の適用期間が平成37年3月末まで10年間延長されます。引き続き、労働者101人以上の事業主は、仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」の策定、届け出が必要です。

○「フラチナくるみん制度」を新設

右の届け出をし一定要件を満たすと、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられます。



この認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する、新たな認定(フラチナくるみん)制度が新設されます。

Public Comment

中心市街地拠点施設整備事業 基本計画案に対する意見を募集

「宮古市中心市街地拠点施設整備事業・基本計画」は、本市全体の復興の拠点として「地域防災拠点施設(①防災・地域活力創出拠点施設、②市本庁舎、③宮古保健センター)」を整備するうえで指針となる計画です。

現在、市民参画による検討委員会や市民アンケートの意見などを参考にしながら、計画を作成中です。

この計画案について、市民の皆さんの意見を募集します。寄せられた意見は計画策定の参考にします。また意見概要と、これに対する回答を公表します。

■募集期間

2月15日(日)～3月6日(金) ※必着

■閲覧場所

市役所1階市民ホール、各総合事務所・出張所、中央・田老公民館、市立図書館、市民文化会館、勤労青少年ホーム、フラットピアみやこ、総合福祉センター、市民総合体育館フォーラム棟、新里生涯学習センター、田老・新里診療所
※市ホームページでも閲覧できます

■提出方法

住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、閲覧場所に備え付けの提言箱に入れるか、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。

■提出先・問い合わせ

市企画課市街地施設推進室(〒027-8501住所不要、FAX63-9114、✉kikaku@city.miyako.iwate.jp、☎68-9089)

※「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ、短い労働者をいいます